

# 規 約

日 本 拳 法 全 国 連 盟

# 日本拳法全国連盟規約

## 第1章 総則

第1条 この連盟は、日本拳法全国連盟（以下「連盟」）と称する。

第2条 各都道府県にあつては、日本拳法〇〇（都道府県名）連盟を置く。

第3条 本連盟の事務局を、日本拳法会本部に置く。

第4条 本連盟は、日本拳法の修練を通して自己の人間形成を図るとともに青少年の健全育成への貢献並びに加盟会員の親睦融和を図りスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本連盟は、前条の目的達成するため、次の事業を行う。

1. 日本拳法全国大会の開催
2. 各都道府県各級機関及び関係機関との連絡調整
3. その他、目的達成に必要な事項

## 第2章 組織

第6条 本連盟は、都道府県の連盟をもって構成する。

第7条 本連盟は、全国47都道府県を8つに分け、ブロックを置く。

## 第3章 役員

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1) 会 長       | 1名  |
| 2) 副 会 長     | 若干名 |
| 3) 理 事 長     | 1名  |
| 4) 副 理 事 長   | 若干名 |
| 5) 理 事       | 名   |
| 6) 昇段級審議会議長  | 1名  |
| 7) 昇段級審議会副議長 | 若干名 |

8) 経理局長	1名
9) 事務局長	1名
10) 代表評議員	8名
11) 評議員	47名
12) 監事	2名

第9条 会長は、理事会において推挙する。

2. 会長は、会務を総理し、本連盟を代表する。
3. 副会長は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これに代わる。
5. 理事長は、理事の互選に基づき、会長が委嘱する。
6. 理事長は、理事会・評議員会を主宰し、その議長となる。
7. 副理事長は、理事の互選に基づき、会長が委嘱する。
8. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれに代わる。
9. 理事は、代表評議員会において推薦し、会長が委嘱する。
10. 評議員は、各都道府県より選出する。
11. 代表評議員は、各ブロック毎の評議員の互選により選出する。
12. 経理局長並びに事務局長は、会長が委嘱する。
13. 常任理事は、理事の中から選出する。
14. 監事は、評議員の中から理事会において選出する。

第10条 本連盟は、理事会の推薦により会長が名誉会長・相談役を委嘱することができる。

第11条 役員任期は2年とする。

ただし、再任は妨げない。補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第12条 第8条に定める役員任期は、満70歳とする。

ただし、満70歳に到達しても任期途中であれば、その限りでない。

#### 第4章 会務

第13条 本連盟の会議は、常任理事会・理事会・評議員会とする。

2. 理事会は、理事長がこれを招集し、その議長となる。
3. 理事会は、理事の5分の4以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。ただし、賛否同数の場合は、議長が決する。
4. 理事会は、次の事項につき最高幹部会の付託を受け、審議決定し、決定事項は

理事長が会長に報告するものとする。

- 1) 事業計画及び予算
  - 2) 事業報告及び決算
  - 3) 大会要項・規約の改正
  - 4) 本連盟への加盟または脱退
  - 5) 役員を選出
  - 6) 罰則の適用
  - 7) その他、必要とする重要事項
5. 定例理事会は、毎年1月・4月・7月・10月に開催し、臨時理事会は必要に応じて開催することが出来る。
  6. 常任理事会は、理事会の決定事項の執行に関し、討議する。
  7. 評議員会は、理事会の決定事項を都道府県連盟とともに、執行のための討議を行う。
  8. 監事は、本連盟の経理状況を監査する。

## 第5章 資産および会計

### (資産の構成)

第14条 本連盟の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 会費収入
- 2) 分担金
- 3) 允許状発行に伴う収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) その他収入

### (資産の種別)

第15条 資産は、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 各本部が、分担金として各々が出資した額。
- 2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産。
- 3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の処分の制限)

第16条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由がある時は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を必要とする。

(資産の管理)

第17条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2. 基本財産のうち現金は確実な金融機関に預け入れるか、国債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支出)

第18条 本連盟の経費は、運用財産をもって支出する。

(事業および会計年度)

第19条 本連盟の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(連盟規約の改廃)

第20条 本連盟規約の改正・廃止は、理事会の決議を経て評議員会に報告しなければならない。

本規約は、平成2年1月1日から施行する。